

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付 第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（特例輸入者の承認申請手続）</p> <p>7 の 2 - 5 法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく承認（以下「特例輸入者の承認」という。）の申請（以下この項から後記 7 の 2 - 6 までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C-9000）（以下この項から後記 7 の 2 - 7 までにおいて「承認申請書」という。） 2 通（原本、申請者用）を、原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特例輸入者の承認等に係る事務を担当する担当部門（以下「特例輸入担当部門」という。）に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項から後記 7 の 13 - 1 までにおいて「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項から後記 7 の 13 - 1 までにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める承認申請書の提出先部門をいう。以下この項から後記 7 の 13 - 1 までにおいて同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、当該承認申請書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 承認申請書には、令第 4 条の 5 第 2 項に規定する法第 7 条の 5 第 3 号に規定する規則（以下この項において「法令遵守規則」という。） 2 通（原本、申請者用）を添付する。<u>令第 4 条の 5 第 3 項に規定する登記事項証明書については、担当税関において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 11 条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、添付を要しないものとする。</u>ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則 2 通及び住民</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付 第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（特例輸入者の承認申請手続）</p> <p>7 の 2 - 5 法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく承認（以下「特例輸入者の承認」という。）の申請（以下この項から後記 7 の 2 - 6 までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C-9000）（以下この項から後記 7 の 2 - 7 までにおいて「承認申請書」という。） 2 通（原本、申請者用）を、原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特例輸入者の承認等に係る事務を担当する担当部門（以下「特例輸入担当部門」という。）に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項から後記 7 の 13 - 1 までにおいて「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項から後記 7 の 13 - 1 までにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める承認申請書の提出先部門をいう。以下この項から後記 7 の 13 - 1 までにおいて同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、当該承認申請書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 承認申請書には、令第 4 条の 5 第 2 項に規定する法第 7 条の 5 第 3 号に規定する規則（以下この項において「法令遵守規則」という。） 2 通（原本、申請者用）<u>及び令第 4 条の 5 第 3 項に規定する登記事項証明書 1 通を添付する。</u>ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則 2 通及び住民票その他の本人確認が可能な書類 1 通を添付する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>票その他の本人確認が可能な書類1通を添付する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 令第4条の5第3項ただし書に規定するその他の事由とは、特定輸出者（法第67条の3第1項第1号の特定輸出者をいう。以下同じ。）若しくは特定保税承認者（法第50条第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の承認又は法第42条第1項に規定する保税蔵置場の許可その他の法の規定に基づく税関長の行政処分を受けるための申請に際し、既に登記事項証明書（住民票その他の本人確認が可能な書類を含む。）を担当税関に提出している場合又は担当税関において法務省の登記情報連携システムを使用し、登記情報が入手されている場合をいうので留意する。</p> <p>(承継の承認申請手続等)</p> <p>7の13-1 法第7条の13において準用する法第48条の2第2項又は第4項の規定に基づく特例輸入者承認の承継の承認申請手続の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 承継の承認申請書については、前記7の2-5(1)に規定する書類及び7の2-5(2)本文に規定するその他参考となるべき事項を明らかにする書類を添付させ、相続の場合には、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）、合併若しくは分割又は業務の譲渡し（以下この項において「合併等」という。）の場合には、合併等が確実であると認められる書類（例えば、業務の譲渡に係る契約（会社法（平成17年法律第86号）第467条）、吸収合併契約（会社法第749条第1項）、新設合併契約（会社法第753条第1項）、吸収分割契約（会社法第758条）、新設分割計画（会社法第763条）に係る書面の写し。）を提出させるものとする。また、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により設立される法人又は業務を譲り受ける法人にあっては、登記内容に変更が生じる場合には、登記後速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。なお、登記した旨を</p>	<p>(2) (同左)</p> <p>(3) 令第4条の5第3項ただし書に規定するその他の事由とは、特定輸出者（法第67条の3第1項第1号の特定輸出者をいう。以下同じ。）若しくは特定保税承認者（法第50条第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の承認又は法第42条第1項に規定する保税蔵置場の許可その他の法の規定に基づく税関長の行政処分を受けるための申請に際して、既に登記事項証明書（住民票その他の本人確認が可能な書類を含む。）を担当税関に提出している場合をいうので留意する。</p> <p>(承継の承認申請手続等)</p> <p>7の13-1 法第7条の13において準用する法第48条の2第2項又は第4項の規定に基づく特例輸入者承認の承継の承認申請手続の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 承継の承認申請書については、前記7の2-5(1)に規定する書類及び7の2-5(2)本文に規定するその他参考となるべき事項を明らかにする書類を添付させ、相続の場合には、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）、合併若しくは分割又は業務の譲渡し（以下この項において「合併等」という。）の場合には、合併等が確実であると認められる書類（例えば、業務の譲渡に係る契約（会社法（平成17年法律第86号）第467条）、吸収合併契約（会社法第749条第1項）、新設合併契約（会社法第753条第1項）、吸収分割契約（会社法第758条）、新設分割計画（会社法第763条）に係る書面の写し。）を提出させるものとする。また、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により設立される法人又は業務を譲り受ける法人にあっては、登記内容に変更が生じる場合には、登記後速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>担当税関へ連絡し、担当税関において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、提出を要しないものとする。</u></p> <p>(3)～(8) (省略)</p> <p>第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付 第 4 節 関税の納付及び徴収</p> <p>(担保の提供等)</p> <p>9 の 11—6 令第 8 条の 2 及び規則第 2 条の規定による関税の担保の提供等は、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p><u>(4) 規則第 2 条第 5 項第 1 号イ、第 2 号イ及び第 3 号イに規定する登記事項証明書について、税関官署において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には提出を要しないものとする。</u></p> <p><u>(5) (省略)</u></p> <p><u>(6) (省略)</u></p> <p><u>(7) (省略)</u></p> <p><u>(8) 輸入申告者が提供する担保が、当該輸入申告者と取引上若しくは事業上密接な関係のある者の納付すべき関税に係る保証人の保証（法第 9 条の 11 において準用する国税通則法第 50 条第 6 号に掲げる保証人の保証をいう。以下この(8)において同じ。）又は当該輸入申告者の代理人として通関業者が行う関税の納税申告に係る保証人の保証であって当該通関業者に対して発行されたもの（以下「関係者等の保証書等」という。）であるときは、①当該密接な関係のある者又は通関業者（以下この(8)において「関係者等」という。）が当該輸入申告者の納付すべき関税を連帯して保証すること及び関</u></p>	<p>(3)～(8) (同左)</p> <p>第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付 第 4 節 関税の納付及び徴収</p> <p>(担保の提供等)</p> <p>9 の 11—6 令第 8 条の 2 及び規則第 2 条の規定による関税の担保の提供等は、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) (同左)</u></p> <p><u>(5) (同左)</u></p> <p><u>(6) (同左)</u></p> <p><u>(7) 輸入申告者が提供する担保が、当該輸入申告者と取引上若しくは事業上密接な関係のある者の納付すべき関税に係る保証人の保証（法第 9 条の 11 において準用する国税通則法第 50 条第 6 号に掲げる保証人の保証をいう。以下この(7)において同じ。）又は当該輸入申告者の代理人として通関業者が行う関税の納税申告に係る保証人の保証であって当該通関業者に対して発行されたもの（以下「関係者等の保証書等」という。）であるときは、①当該密接な関係のある者又は通関業者（以下この(7)において「関係者等」という。）が当該輸入申告者の納付すべき関税を連帯して保証すること及び関</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>係者等が関係者等の保証書等を当該輸入申告者の納付すべき関税の担保として提供することを承諾した旨の書類、②関係者等の印鑑証明書及び③関係者等の保証書等の保証人が、関係者等の保証書等が当該輸入申告者の納付すべき関税の担保として提供されることを承諾した旨の書類を、関係者等の保証書等を受理した税関官署へ提出するものとする。</p> <p>また、担保提供書の「担保の種類及び表示」欄には、当該関係者等の名称（当該密接な関係のある者のものに限る。）及び関係者等の保証書等の保証人の名称を併せて記載することとし、当該担保が既に税関に提供したものである場合は、担保預り証番号も記載する。</p> <p>なお、保証の事実の確認に支障がないと認めるときは、その支障がないと認める事実を確認するための書類の提出を省略させて差し支えない。</p> <p><u>(9)</u> (省略) <u>(10)</u> (省略) <u>(11)</u> (省略) <u>(12)</u> (省略) <u>(13)</u> (省略) <u>(14)</u> (省略) <u>(15)</u> (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 保稅地域 第 3 節 保稅蔵置場</p> <p>（許可申請書の添付書類の取扱い）</p> <p>42-8 許可申請書に添付する書類の取扱いは次による。</p> <p>(1) 許可申請書には、令第 35 条第 2 項に規定する書類の添付を必要とするが、同項の規定による添付書類のうち「信用状況を証するに足る書類」、「保管規則及び保管料率表」及び「登記事項証明書」の取扱いについては、次による。</p>	<p>係者等が関係者等の保証書等を当該輸入申告者の納付すべき関税の担保として提供することを承諾した旨の書類、②関係者等の印鑑証明書及び③関係者等の保証書等の保証人が、関係者等の保証書等が当該輸入申告者の納付すべき関税の担保として提供されることを承諾した旨の書類を、関係者等の保証書等を受理した税関官署へ提出するものとする。</p> <p>また、担保提供書の「担保の種類及び表示」欄には、当該関係者等の名称（当該密接な関係のある者のものに限る。）及び関係者等の保証書等の保証人の名称を併せて記載することとし、当該担保が既に税関に提供したものである場合は、担保預り証番号も記載する。</p> <p>なお、保証の事実の確認に支障がないと認めるときは、その支障がないと認める事実を確認するための書類の提出を省略させて差し支えない。</p> <p><u>(8)</u> (同左) <u>(9)</u> (同左) <u>(10)</u> (同左) <u>(11)</u> (同左) <u>(12)</u> (同左) <u>(13)</u> (同左) <u>(14)</u> (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 保稅地域 第 3 節 保稅蔵置場</p> <p>（許可申請書の添付書類の取扱い）</p> <p>42-8 許可申請書に添付する書類の取扱いは次による。</p> <p>(1) 許可申請書には、令第 35 条第 2 項に規定する書類の添付を必要とするが、同項の規定による添付書類のうち「信用状況を証するに足る書類」、「保管規則及び保管料率表」及び「登記事項証明書」の取扱いについては、次による。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ及びロ（省略）</p> <p>ハ 「登記事項証明書」は、申請者が法人の場合に添付させることとする。 <u>ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 11 条に基づき、税関職員が法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入力することができる場合には、添付を要しないものとする。</u>申請者が個人の場合にあつては、当該書類に代えて住民票を添付させるものとする。</p> <p>(2)から(4)（省略）</p> <p>（許可の承継の承認手続等）</p> <p>48 の 2-1 令第 39 条の 2 の規定に基づく保税蔵置場の許可の承継の承認申請手続等は、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 令第 39 条の 2 第 3 項に規定する許可の承継の承認申請書に添付する書類の取扱いについては、次による。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 「その他参考となるべき書類」は、承継に係る保税蔵置場の許可の際に提出された前記 42-8 の(2)に掲げる書類のうち、内容に変更があるものについて提出させるほか、相続の場合には、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）、合併若しくは分割又は保税蔵置場の業務の譲渡し（以下この項において「合併等」という。）の場合には、合併等が確実であると認められる書類（例えば、業務の譲渡に係る契約（会社法第 467 条）、吸収合併契約（会社法第 749 条第 1 項）、新設合併契約（会社法第 753 条第 1 項）、吸収分割契約（会社法第 758 条）、新設分割計画（会社法第 763 条）等に係る書面の写し。）を提出させるものとする。</p> <p>なお、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人、分割により設立される法人又は当該業務を譲り受ける法人（登記内容に変更が生じた場合に限る。）にあつては、登記後速やかに登記事項証明書を提出させ</p>	<p>イ及びロ（同左）</p> <p>ハ 「登記事項証明書」は、申請者が法人の場合に添付させることとし、申請者が個人の場合にあつては、当該書類に代えて住民票を添付させるものとする。</p> <p>(2)から(4)（同左）</p> <p>（許可の承継の承認手続等）</p> <p>48 の 2-1 令第 39 条の 2 の規定に基づく保税蔵置場の許可の承継の承認申請手続等は、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 令第 39 条の 2 第 3 項に規定する許可の承継の承認申請書に添付する書類の取扱いについては、次による。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 「その他参考となるべき書類」は、承継に係る保税蔵置場の許可の際に提出された前記 42-8 の(2)に掲げる書類のうち、内容に変更があるものについて提出させるほか、相続の場合には、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）、合併若しくは分割又は保税蔵置場の業務の譲渡し（以下この項において「合併等」という。）の場合には、合併等が確実であると認められる書類（例えば、業務の譲渡に係る契約（会社法第 467 条）、吸収合併契約（会社法第 749 条第 1 項）、新設合併契約（会社法第 753 条第 1 項）、吸収分割契約（会社法第 758 条）、新設分割計画（会社法第 763 条）等に係る書面の写し。）を提出させるものとする。</p> <p>なお、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人、分割により設立される法人又は当該業務を譲り受ける法人（登記内容に変更が生じた場合に限る。）にあつては、登記後速やかに登記事項証明書を提出させ</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>るものとする。<u>ただし、登記した旨を税関へ連絡し、税関職員が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 11 条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、提出を要しないものとする。</u></p> <p>(3)から(7)（省略）</p> <p>（特定保税承認者の承認申請手続）</p> <p>50－3 法第50条第1項の規定に基づく承認の申請（以下この節において「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C－9000）（以下この節において「承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）（申請者が特定保税承認者の承認の申請と同時に特定保税運送者（法第63条の2第1項に規定する特定保税運送者をいう。以下同じ。）の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする1承認又は認定につき1通を加えた数の申請書を提出することとする。）を、申請者の住所又は居所の所在地（申請者が法人である場合は、当該法人の登記簿に登記された本店又は規則第4条の5第1号イに規定する部門が置かれている場所の所在地をいう。）を所轄する税関（以下この節において「担当税関」という。）の本関の担当部門に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は所轄税関（複数ある場合には、当該申請者が法第50条第1項に規定する届出を行おうとする場所のうち、主たる場所の所在地を所轄する税関。以下この節において「主な所轄税関」という。）の最寄の官署（以下この節において「署所」という。）の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 承認申請書には、令第42条第2項に規定する法第51条第3号の規則（以</p>	<p>るものとする。</p> <p>(3)から(7)（同左）</p> <p>（特定保税承認者の承認申請手続）</p> <p>50－3 法第50条第1項の規定に基づく承認の申請（以下この節において「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C－9000）（以下この節において「承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）（申請者が特定保税承認者の承認の申請と同時に特定保税運送者（法第63条の2第1項に規定する特定保税運送者をいう。以下同じ。）の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする1承認又は認定につき1通を加えた数の申請書を提出することとする。）を、申請者の住所又は居所の所在地（申請者が法人である場合は、当該法人の登記簿に登記された本店又は規則第4条の5第1号イに規定する部門が置かれている場所の所在地をいう。）を所轄する税関（以下この節において「担当税関」という。）の本関の担当部門に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は所轄税関（複数ある場合には、当該申請者が法第50条第1項に規定する届出を行おうとする場所のうち、主たる場所の所在地を所轄する税関。以下この節において「主な所轄税関」という。）の最寄の官署（以下この節において「署所」という。）の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 承認申請書には、令第42条第2項に規定する法第51条第3号の規則（以</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>下この項及び後記61の5-1において「法令遵守規則」という。）2通（原本、申請者用）（申請者が特定保税承認者の承認の申請と同時に特定保税運送者の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする1承認又は認定につき1通を加えた数の法令遵守規則を提出することとする。以下この項において同じ。）を添付するものとする。<u>令第42条第3項に規定する登記事項証明書については、承認申請書の提出先税関において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、添付を要しないものとする。</u>ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則2通及び住民票その他の本人確認が可能な書類1通を添付するものとする。</p> <p>(2)及び(3) （省略）</p> <p>（承継の承認申請手続等）</p> <p>55-1 法第55条において準用する法第48条の2第1項から第5項までの規定に基づく特定保税承認者の承認を承継する場合の承認申請手続の取扱いは、次による。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>(3) 令第44条の2第2項において準用する令第39条の2第3項に規定する「信用状況を証するに足りる書類」とは、前記42-8(1)イに準じるものとし、相続の場合には、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）、合併等の場合には、合併等が確実であると認められる書類（例えば、業務の譲渡に係る契約（会社法第467条）、吸収合併契約（会社法第749条第1項）、新設合併契約（会社法第753条第1項）、吸収分割契約（会社法第758条）、新設分割計画（会社法第763条）に係る書面の写し。）を提出させるものとする。</p> <p>また、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人、分割により設立される法人又は承認取得者に係る保税蔵置場の業務を譲り受ける</p>	<p>下この項及び後記61の5-1において「法令遵守規則」という。）2通（原本、申請者用）（申請者が特定保税承認者の承認の申請と同時に特定保税運送者の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする1承認又は認定につき1通を加えた数の法令遵守規則を提出することとする。以下この項において同じ。）<u>及び令第42条第3項に規定する登記事項証明書1通</u>を添付するものとする。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則2通及び住民票その他の本人確認が可能な書類1通を添付するものとする。</p> <p>(2)及び(3) （同左）</p> <p>（承継の承認申請手続等）</p> <p>55-1 法第55条において準用する法第48条の2第1項から第5項までの規定に基づく特定保税承認者の承認を承継する場合の承認申請手続の取扱いは、次による。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>(3) 令第44条の2第2項において準用する令第39条の2第3項に規定する「信用状況を証するに足りる書類」とは、前記42-8(1)イに準じるものとし、相続の場合には、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）、合併等の場合には、合併等が確実であると認められる書類（例えば、業務の譲渡に係る契約（会社法第467条）、吸収合併契約（会社法第749条第1項）、新設合併契約（会社法第753条第1項）、吸収分割契約（会社法第758条）、新設分割計画（会社法第763条）に係る書面の写し。）を提出させるものとする。</p> <p>また、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人、分割により設立される法人又は承認取得者に係る保税蔵置場の業務を譲り受ける</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>法人（登記内容に変更が生じた場合に限る。）にあつては、登記後速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。<u>なお、登記した旨を承継の承認申請書の提出先税関へ連絡し、提出先税関において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、提出を要しないものとする。</u></p>	<p>法人（登記内容に変更が生じた場合に限る。）にあつては、登記後速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。</p>
(4)～(8) （省略）	(4)～(8) （同左）
第 4 節 保税工場	第 4 節 保税工場
(許可申請書の添付書類)	(許可申請書の添付書類)
<p>56-9 保税工場の許可の申請に際し、令第 51 条において準用する令第 35 条第 2 項の規定により許可申請書に添付すべき書類の取扱いについては前記 42-8（許可申請書の添付書類の取扱い）の(2)、(3)及び(4)を準用するほか、次による。</p>	<p>56-9 保税工場の許可の申請に際し、令第 51 条 <u>《保税蔵置場についての規定の準用》</u>において準用する令第 35 条第 2 項 <u>《許可の申請の際の添付書類》</u>の規定により許可申請書に添付すべき書類の取扱いについては前記 42-8（許可申請書の添付書類の取扱い）の(2)、(3)及び(4)を準用するほか、次による。</p>
(1)から(3)（省略）	(1)から(3)（同左）
<p>(4) 「<u>登記事項証明書</u>」は、申請者が法人の場合に添付させることとする。<u>ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、税関職員が法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、添付を要しないものとする。</u>申請者が個人の場合にあつては、当該書類に代えて住民票を添付させるものとする。</p>	<p>(4) 「<u>登記事項証明書</u>」は、申請者が法人の場合に添付させることとし、申請者が個人の場合にあつては、当該書類に代えて住民票を添付させるものとする。</p>
第 5 章 運送	第 5 章 運送
(特定保税運送者の承認申請手続)	(特定保税運送者の承認申請手続)
<p>63の 2-1 法第63条の 2 第 1 項の規定に基づく承認（以下この章において「特定保税運送者の承認」という。）の申請（以下この章において「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C-9000）（以下この章</p>	<p>63の 2-1 法第63条の 2 第 1 項の規定に基づく承認（以下この章において「特定保税運送者の承認」という。）の申請（以下この章において「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C-9000）（以下この章</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>において「承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）（申請者が特定保税運送者の承認の申請と同時に特定保税承認者（法第50条第1項又は法第61条の5第1項に規定する承認を受けた者をいう。以下同じ。）の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする1承認又は認定につき1通を加えた数の申請書を提出することとする。）を、原則として、認定通関業者にあつてはその認定をした税関、特定保税承認者にあつてはその承認をした税関、法第63条の2第1項に規定する国際運送貨物の運送又は管理業務を行う者（特定保税承認者を除く。）にあつては、当該業務を行っている主たる事務所の所在地を所轄する税関の特定保税運送者の承認に係る事務を担当する部門（以下この章において「担当部門」という。）に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この章において「担当税関」という。）の最寄の官署（以下この章において「署所」という。）の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 承認申請書には、令第55条の5第2項に規定する法第63条の4第3号の規則（以下この章において「法令遵守規則」という。）2通（原本、申請者用）（申請者が特定保税運送者の承認の申請と同時に特定保税承認者の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする1承認又は認定につき1通を加えた数の法令遵守規則を提出することとする。以下この項において同じ。）を添付する。<u>令第55条の5第3項に規定する登記事項証明書については、担当税関において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、添付を要しないものとする。</u>ただし、申請者が法人以外の者</p>	<p>において「承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）（申請者が特定保税運送者の承認の申請と同時に特定保税承認者（法第50条第1項又は法第61条の5第1項に規定する承認を受けた者をいう。以下同じ。）の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする1承認又は認定につき1通を加えた数の申請書を提出することとする。）を、原則として、認定通関業者にあつてはその認定をした税関、特定保税承認者にあつてはその承認をした税関、法第63条の2第1項に規定する国際運送貨物の運送又は管理業務を行う者（特定保税承認者を除く。）にあつては、当該業務を行っている主たる事務所の所在地を所轄する税関の特定保税運送者の承認に係る事務を担当する部門（以下この章において「担当部門」という。）に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この章において「担当税関」という。）の最寄の官署（以下この章において「署所」という。）の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 承認申請書には、令第55条の5第2項に規定する法第63条の4第3号の規則（以下この章において「法令遵守規則」という。）2通（原本、申請者用）（申請者が特定保税運送者の承認の申請と同時に特定保税承認者の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする1承認又は認定につき1通を加えた数の法令遵守規則を提出することとする。以下この項において同じ。）<u>及び令第55条の5第3項に規定する登記事項証明書1通を添付する。</u>ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則2通及び住民票その他の本人確認が可能な書類1通を添付する。</p> <p>なお、承認申請書を提出する担当税関又は国土交通省（申請者が令第</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>であるときは、法令遵守規則 2 通及び住民票その他の本人確認が可能な書類 1 通を添付する。</p> <p>なお、承認申請書を提出する担当税関又は国土交通省（申請者が令第 55 条の 2 第 4 号に掲げる者である場合に限る。）に、これらの添付書類を既に提出している場合には、その提出を省略して差し支えないものとする。この場合において、税関長は必要と認める場合には、国土交通省に対しその提出の有無を確認するものとする。</p> <p>(2)及び(3) （省略）</p> <p>（承継の承認申請手続等）</p> <p>63の 8 の 2－1 法第 63 条の 8 の 2 において準用する法第 48 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定に基づく特定保税運送者の承認を承継する場合の承認申請手続の取扱いは、次による。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>(3) 法第 63 条の 8 の 2 において準用する法第 48 条の 2 第 1 項に規定する特定保税運送者に係る相続の場合には、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）、同条第 4 項に規定する合併等の場合には、合併等が确实であると認められる書類（例えば、業務の譲渡に係る契約（会社法第 467 条）、吸収合併契約（会社法第 749 条第 1 項）、新設合併契約（会社法第 753 条第 1 項）、吸収分割契約（会社法第 758 条）、新設分割計画（会社法第 763 条）に係る書面の写し。）を提出させるものとする。</p> <p>また、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人、分割により設立される法人又は特定保税運送者に係る法第 63 条の 2 第 1 項に規定する特定保税運送に関する業務を譲り受ける法人（登記内容に変更が生じた場合に限る。）にあつては、登記後速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。なお、登記した旨を担当税関へ連絡し、担当税関において、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 11 条に基づき、法務</u></p>	<p>55 条の 2 第 4 号に掲げる者である場合に限る。）に、これらの添付書類を既に提出している場合には、その提出を省略して差し支えないものとする。この場合において、税関長は必要と認める場合には、国土交通省に対しその提出の有無を確認するものとする。</p> <p>(2)及び(3) （同左）</p> <p>（承継の承認申請手続等）</p> <p>63の 8 の 2－1 法第 63 条の 8 の 2 において準用する法第 48 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定に基づく特定保税運送者の承認を承継する場合の承認申請手続の取扱いは、次による。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>(3) 法第 63 条の 8 の 2 において準用する法第 48 条の 2 第 1 項に規定する特定保税運送者に係る相続の場合には、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）、同条第 4 項に規定する合併等の場合には、合併等が确实であると認められる書類（例えば、業務の譲渡に係る契約（会社法第 467 条）、吸収合併契約（会社法第 749 条第 1 項）、新設合併契約（会社法第 753 条第 1 項）、吸収分割契約（会社法第 758 条）、新設分割計画（会社法第 763 条）に係る書面の写し。）を提出させるものとする。</p> <p>また、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人、分割により設立される法人又は特定保税運送者に係る法第 63 条の 2 第 1 項に規定する特定保税運送に関する業務を譲り受ける法人（登記内容に変更が生じた場合に限る。）にあつては、登記後速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、提出を要しないものとする。</u></p> <p>(4)～(8) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 通関 第 1 節の 2 輸出申告の特例</p> <p>（特定輸出者の承認申請手続）</p> <p>67の 3－4 法第67条の 3 第 1 項第 1 号の規定に基づく承認（以下「特定輸出者の承認」という。）の申請（以下この項から後記67の 3－5 までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C－9000）（以下この項から後記67の 3－5 までにおいて「承認申請書」という。）2 通（原本、申請者用）を、原則として主たる輸出業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特定輸出者の承認に係る事務等を担当する部門（以下この項において単に「担当部門」という。）に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項において単に「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項において「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>また、申請書及び添付書類の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行うこととして差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p>	<p>(4)～(8) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 通関 第 1 節の 2 輸出申告の特例</p> <p>（特定輸出者の承認申請手続）</p> <p>67の 3－4 法第67条の 3 第 1 項第 1 号の規定に基づく承認（以下「特定輸出者の承認」という。）の申請（以下この項から後記67の 3－5 までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C－9000）（以下この項から後記67の 3－5 までにおいて「承認申請書」という。）2 通（原本、申請者用）を、原則として主たる輸出業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特定輸出者の承認に係る事務等を担当する部門（以下この項において単に「担当部門」という。）に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項において単に「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項において「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>また、申請書及び添付書類の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行うこととして差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) 承認申請書には、令第59条の10第2項に規定する法第67条の6第3号の規則（以下この項及び後記67の5-1において「法令遵守規則」という。）2通（原本、申請者用）（申請者が特定輸出者の承認の申請と同時に認定製造者の認定の申請をする場合には、1通を加えるものとする。なお、この場合において提出する法令遵守規則は、法第67条の13第3項第2号ハに規定する規則の内容を網羅したものとする。以下この項において同じ。）を添付する。<u>令第59条の10第3項に規定する登記事項証明書については、担当税関において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、添付を要しないものとする。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則2通及び住民票その他の本人確認が可能な書類1通を添付する。</u></p> <p>(2)及び(3) （省略）</p> <p>（認定製造者の認定申請手続）</p> <p>67の13-1 認定製造者の認定に係る申請手続は、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 認定申請書の添付書類及び認定申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>イ 認定申請書には、令第59条の16第2項に規定する法第67条の13第3項第2号ハの規則（以下この項及び後記67の14-1において「実施規則」という。）2通（原本、申請者用）（申請者が認定製造者の認定の申請と同時に特定輸出者の承認の申請をする場合にあっては、1通を加えるものとし、この場合における実施規則は、法第67条の6第3号に規定する規則の内容を網羅したものとする。以下この項において同じ。）<u>を添付するものとする。令第59条の16第3項に規定する申請者及び特定製造貨物輸出者に係る登記事項証明書については、担当税関において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合</u></p>	<p>(1) 承認申請書には、令第59条の10第2項に規定する法第67条の6第3号の規則（以下この項及び後記67の5-1において「法令遵守規則」という。）2通（原本、申請者用）（申請者が特定輸出者の承認の申請と同時に認定製造者の認定の申請をする場合には、1通を加えるものとする。なお、この場合において提出する法令遵守規則は、法第67条の13第3項第2号ハに規定する規則の内容を網羅したものとする。以下この項において同じ。）<u>及び令第59条の10第3項に規定する登記事項証明書1通を添付する。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則2通及び住民票その他の本人確認が可能な書類1通を添付する。</u></p> <p>(2)及び(3) （同左）</p> <p>（認定製造者の認定申請手続）</p> <p>67の13-1 認定製造者の認定に係る申請手続は、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 認定申請書の添付書類及び認定申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>イ 認定申請書には、令第59条の16第2項に規定する法第67条の13第3項第2号ハの規則（以下この項及び後記67の14-1において「実施規則」という。）2通（原本、申請者用）（申請者が認定製造者の認定の申請と同時に特定輸出者の承認の申請をする場合にあっては、1通を加えるものとし、この場合における実施規則は、法第67条の6第3号に規定する規則の内容を網羅したものとする。以下この項において同じ。）<u>及び令第59条の16第3項に規定する申請者及び特定製造貨物輸出者に係る登記事項証明書を1通ずつ添付するものとする。ただし、申請者又は特定製造貨物輸出者が法人以外の者であるときは、実施規則2通及び申請者又は特定製造貨物輸出者に係る住民票その他の本人確認が可能な書類1通を</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>には、添付を要しないものとする。ただし、申請者又は特定製造貨物輸出者が法人以外の者であるときは、実施規則 2 通及び申請者又は特定製造貨物輸出者に係る住民票その他の本人確認が可能な書類 1 通を添付するものとする。</p> <p>ロ及びハ （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 6 章の 2 認定通関業者</p> <p>（認定通関業者の認定申請手続）</p> <p>79-1 法第 79 条第 1 項の規定に基づく認定の申請は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C-9000）（以下この章において「申請書」という。）2 通（原本、申請者用）（申請者が認定通関業者の認定の申請と同時に特定保税承認者又は特定保税運送者の承認を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする 1 承認につき 1 通を加えた数の申請書を提出することとする。）を、通関業法第 2 条第 1 号に規定する通関業務を行う営業所の所在地を所轄する税関（以下のこの章において「所轄税関」といい、複数の所轄税関がある場合は、そのいずれかの所轄税関とする。）の本関の認定通関業者の認定に係る事務を担当する部門（以下この章において「担当部門」という。）に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、当該申請者が申請書を提出する税関（以下この章において「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この章において「署所」という。）の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、申請書の添付書類及び申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 申請書には、令第 69 条第 2 項に規定する法第 79 条第 3 項第 3 号の規則（以下この項及び後記 79 の 2-1 において「法令遵守規則」という。）2 通（原本、申請者用）（申請者が認定通関業者の認定の申請と同時に特定保税承</p>	<p>添付するものとする。</p> <p>ロ及びハ （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 6 章の 2 認定通関業者</p> <p>（認定通関業者の認定申請手続）</p> <p>79-1 法第 79 条第 1 項の規定に基づく認定の申請は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C-9000）（以下この章において「申請書」という。）2 通（原本、申請者用）（申請者が認定通関業者の認定の申請と同時に特定保税承認者又は特定保税運送者の承認を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする 1 承認につき 1 通を加えた数の申請書を提出することとする。）を、通関業法第 2 条第 1 号に規定する通関業務を行う営業所の所在地を所轄する税関（以下のこの章において「所轄税関」といい、複数の所轄税関がある場合は、そのいずれかの所轄税関とする。）の本関の認定通関業者の認定に係る事務を担当する部門（以下この章において「担当部門」という。）に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、当該申請者が申請書を提出する税関（以下この章において「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この章において「署所」という。）の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、申請書の添付書類及び申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 申請書には、令第 69 条第 2 項に規定する法第 79 条第 3 項第 3 号の規則（以下この項及び後記 79 の 2-1 において「法令遵守規則」という。）2 通（原本、申請者用）（申請者が認定通関業者の認定の申請と同時に特定保税</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>認者又は特定保税運送者の承認を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする 1 承認につき 1 通を加えた数の法令遵守規則を提出することとする。以下この項において同じ。) を添付するものとする。<u>令第 69 条第 3 項に規定する登記事項証明書については、担当税関において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 11 条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、添付を要しないものとする。</u>ただし、申請者が法人以外であるときは、法令遵守規則 2 通及び住民票その他の本人確認が可能な書類 1 通を添付するものとする。</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p>	<p>承認者又は特定保税運送者の承認を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする 1 承認につき 1 通を加えた数の法令遵守規則を提出することとする。以下この項において同じ。) <u>及び令第 69 条第 3 項に規定する登記事項証明書 1 通を添付するものとする。</u>ただし、申請者が法人以外であるときは、法令遵守規則 2 通及び住民票その他の本人確認が可能な書類 1 通を添付するものとする。</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p>